

令和6年度 自己点検シート (介護報酬編)

— 令和6年9月版 —

(特定施設入居者生活介護)
(介護予防特定施設入居者生活介護)

事業所番号 : 33

事業所名 :

点検年月日 : 令和 年 月 日 ()

点検担当者 :

一般型・外部サービス利用型

加算等名称	特定施設入居者生活介護			介護予防特定施設入居者生活介護	
	イ 特定施設入居者生活介護費	ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費	ハ 短期利用型特定施設入居者生活介護費	イ 介護予防特定施設入居者生活介護費	ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費
看護職員又は介護職員の人員欠如減算	○		○	○	
従業員の人員欠如減算		○			○
限度単位数		○			○
身体拘束廃止未実施減算	○			○	
高齢者虐待防止措置未実施減算	○	○	○	○	○
業務継続計画未策定減算	○	○	○	○	○
入居継続支援加算	○				
生活機能向上連携加算	○			○	
個別機能訓練加算	○			○	
ADL維持等加算	○				
夜間看護体制加算	○		○		
若年性認知症入居者受入加算	○		○	○	
協力医療機関連携加算	○	○		○	○
口腔・栄養スクリーニング加算	○			○	
科学的介護推進体制加算	○			○	
障害者等支援加算		○			○
退院・退所時連携加算	○				
退居時情報提供加算	○			○	
看取り介護加算	○				
認知症専門ケア加算	○			○	
介護職員等処遇改善加算	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算	○	○	○	○	○
生産性向上推進体制加算	○		○	○	
サービス提供体制強化加算	○	○	○	○	○
介護職員等処遇改善加算	○	○	○	○	○

セル	対象
	外部利用型のみ
	全て

※赤字部分…令和6年9月改訂箇所

※青字部分…令和6年6月改訂箇所

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
共 通					
	人員基準	要介護状態区分などに応じた所定の単位数表	<input type="checkbox"/> 満たす	・要支援・要介護度別利用者がわかる書類 ・職員勤務表 ・職員名簿 ・利用者数のわかる書類	平成12年厚生省告示第27号5 【解釈青P.488,1296】 【解釈緑P.711,725】
	【特定、短期、予防特定】	看護又は介護職員の人員欠如がある場合、所定単位の70/100で算定しているか。	<input type="checkbox"/> 適正		
	人員基準 ※	要介護状態区分などに応じた所定の単位数表	<input type="checkbox"/> 満たす	・要支援・要介護度別利用者がわかる書類 ・職員勤務表 ・職員名簿 ・利用者数のわかる書類	平成12年厚生省告示第27号19 【解釈青P.488,1296】 【解釈緑P.711,725】
	【外部利用、予防外部利用】	従業者の人員欠如がある場合、所定単位の70/100で算定しているか。	<input type="checkbox"/> 適正		
	限度単位数 ※	要介護状態区分などに応じた所定の単位数表	<input type="checkbox"/> 満たす	介護報酬請求に係る書類	平成12年厚生省告示第19号、平成18年厚生省告示第127号、平成18年厚生省告示第165号 【解釈青P.520,1316】
	【外部利用、予防外部利用】	要支援状態区分などに応じた所定の単位数表	<input type="checkbox"/> 満たす		
	障害者等支援加算 ※	1日につき20単位	<input type="checkbox"/> 適正	・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・医師の診断書	平成12年3月8日老企第40号 第2の4(2)③、第2の9(2)③ 【解釈青P.521,490,1298,1317】
	【外部利用、予防外部利用】	療育手帳の交付を受けている。	<input type="checkbox"/> 適正		
		精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。			
	身体拘束廃止未実施減算 【特定、予防特定】 【外部・短期】R7.4.1～	1月につき10%減算	<input type="checkbox"/> 未実施	・身体拘束適正化のための指針 ・検討委員会、研修会実施状況	平成12年3月8日老企第40号 第2の4(4)、第2の2(6) 【解釈青 P.492,1298】
		(1) 身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録している。	<input type="checkbox"/> 未実施		
		(2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図っている。	<input type="checkbox"/> 未実施		
		(3) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備している。	<input type="checkbox"/> 未実施		
		(4) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施している。	<input type="checkbox"/> 未実施		

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
<p>【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目</p>					
	高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための以下の1～4の措置のいずれかが講じられていない場合			
		1 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること	□ 未実施	委員会の開催記録	平成12年3月8日老企第40号第2の4(5)、第2の2(7)
		2 虐待の防止のための指針を整備すること	□ 未実施	虐待の発生・再発防止の指針	【解釈青 P.492, 1298】 【解釈緑 P.465】
		3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること	□ 未実施	研修計画、実施記録	
		4 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと	□ 未実施	担当者の配置が分かる文書	
	業務継続計画未策定減算	以下の基準に適合していない場合			
	※R7.3.31までは、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の算定を行っている場合は、減算を適用しない	1 感染症や非常災害対策の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること	□ 未策定	業務継続計画（感染症・非常災害）	平成12年3月8日老企第40号第2の4(6)、第2の2(8) 【解釈青 P.492, 1298】 【解釈緑 P.464】
		2 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること	□ 未実施	対応の記録	
	入居継続支援加算（Ⅰ）	1日につき36単位	□ 適正		
	【特定】	次の①又は②のいずれかを満たし、③及び④どちらも満たすこと			
		①医師の指示により「口腔内の喀痰吸引」、「鼻腔内の喀痰吸引」、「気管カニューレ内部の喀痰吸引」、「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」、「経鼻経管栄養」を必要とする者の占める割合が利用者の15%以上であること	□ 適正		
		②医師の指示により「口腔内の喀痰吸引」、「鼻腔内の喀痰吸引」、「気管カニューレ内部の喀痰吸引」、「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」、「経鼻経管栄養」に加えて、「尿道カテーテル留置」、「在宅酸素療法」、「インスリ注射」を実施している状態である者の占める割合が15%以上であり、かつ、常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること	□ 適正	・毎月末日の割合の記録 ・職員勤務表	平成12年3月8日老企第40号 第2の4(7) 【解釈青 P.494】
		③介護福祉士の数が、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上	□ 適正		
		④人員基準欠場に該当していないこと	□ 適正		
		サービス提供体制強化加算は算定していない。	□ 適正		
		入居継続支援加算（Ⅱ）は算定していない。	□ 適正		

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
入居継続支援加算(Ⅱ) 【特定】	1日につき22単位	<input type="checkbox"/> 適正			平成12年3月8日老企第40号 第2の4(7) 【解釈青 P.494】
	次の①又は②のいずれかを満たし、③及び④どちらも満たすこと(③④は加算Ⅰと同様)	<input type="checkbox"/> 適正			
	①医師の指示により「口腔内の喀痰吸引」、「鼻腔内の喀痰吸引」、「気管カニューレ内部の喀痰吸引」、「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」、「経鼻経管栄養」を必要とする者の占める割合が利用者の5%以上であること	<input type="checkbox"/> 適正			
	②医師の指示により「口腔内の喀痰吸引」、「鼻腔内の喀痰吸引」、「気管カニューレ内部の喀痰吸引」、「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」、「経鼻経管栄養」に加えて、「尿道カテーテル留置」、「在宅酸素療法」、「インスリン注射」を実施している状態である者の占める割合が15%以上であり、かつ、常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。	<input type="checkbox"/> 適正			
	サービス提供体制強化加算は算定していない。	<input type="checkbox"/> 適正			
	入居継続支援加算(Ⅰ)は算定していない。	<input type="checkbox"/> 適正			
生活機能向上連携加算(Ⅰ) 【特定、予防特定】	1月につき+100単位 ※3月に1回を限度(利用者の急性憎悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除く。)	<input type="checkbox"/> 適性			平成12年3月8日老企第40号 第2の4(8)、第2の2(10) 【解釈青 P.497,1300】
	(1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(※1)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(理学療法士等)の助言に基づき、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(機能訓練指導員等)と共同してアセスメント、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている。	<input type="checkbox"/> 実施		・利用者に関する記録(アセスメント等) ・評価の記録 ・個別機能訓練計画書	
	(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供している。	<input type="checkbox"/> 実施		・個別機能訓練計画書 ・実施記録	
	(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている。	<input type="checkbox"/> 実施		・個別機能訓練計画書 ・評価の記録 ・報告の記録	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
		(4) 個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り算定 ((1)の助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合は、再算定可)	<input type="checkbox"/> 満たす		
		(5) 個別機能訓練加算を算定している場合は算定不可	<input type="checkbox"/> 算定せず		
	生活機能向上連携加算(Ⅱ) 【特定、予防特定】	1月につき+200単位 (1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(※1)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(理学療法士等)が、当該事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(機能訓練指導員等)と共同してアセスメント、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている。	<input type="checkbox"/> 実施	・利用者に関する記録(アセスメント等) ・評価の記録 ・個別機能訓練計画書	平成12年3月8日老企第40号 第2の4(8)、第2の2(10) 【解釈青 P.497,1300】
	(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状態に応じた機能訓練を適切に提供している。	<input type="checkbox"/> 実施	・個別機能訓練計画書 ・実施記録		
	(3) 機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている。	<input type="checkbox"/> 実施	・個別機能訓練計画書 ・評価の記録 ・報告の記録		
	(4) 個別機能訓練加算を算定している場合は1月につき+100単位	<input type="checkbox"/> 該当			
	個別機能訓練加算(Ⅰ) 【特定、予防特定】	1日につき12単位 専ら職務に従事する常勤の理学療法士等を1人以上配置 利用者数が100人超の場合、利用者の数を100で除した数以上機能訓練指導員を配置 多職種協働による個別機能訓練計画の作成 開始時における利用者等に対する計画の内容説明 計画に基づく機能訓練の実施 利用者に対する計画の内容説明、記録 訓練の効果、実施方法等に対する評価 個別機能訓練に関する記録の保管、閲覧への対応	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 配置 <input type="checkbox"/> 配置 <input type="checkbox"/> 作成 <input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 3月毎に実施 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり	・個別機能訓練計画 ・実施時間、訓練内容、担当者等の記録	平成12年3月8日老企第40号 第2の4(9)、第2の2(12) 【解釈青 P.501,1303】 【解釈緑 P.875~889】

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
	個別機能訓練加算（Ⅱ） 【特定、予防特定】	1月につき20単位 個別機能訓練加算（ⅰ）を加算されている。 利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出（LIFEを使用）し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 実施		
	ADL維持等加算（Ⅰ・Ⅱ共通） 【特定】	評価対象者（※1）の総数が10人以上 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月（評価対象利用開始月）と当該月の翌月から起算して6月目（※2）においてADLを評価し、その評価に基づく値（ADL値）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出（LIFEを利用） ※1 当該事業所又は当該施設の利用期間（評価対象利用期間）が6月を超える者 ※2 6月目にサービスの利用がない場合については、当該サービスの利用があった最終の月	<input type="checkbox"/> 満たす <input type="checkbox"/> 実施	・職員名簿 ・職員勤務表 ・サービス提供の記録	平成12年3月8日老企第40号 第2の4(10) 【解釈青 P.502】 【解釈緑 P502, 603】 令3告73・十六の二
	ADL維持等加算（Ⅰ）	評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から、評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値（ADL利得）の平均値が1以上	<input type="checkbox"/> 満たす		
	ADL維持等加算（Ⅱ）	評価対象者のADL利得の平均値が3以上	<input type="checkbox"/> 満たす		
	夜間看護体制加算（Ⅰ）	1日につき18単位 常勤の看護師を1名以上配置し、看護責任者を定めている。 夜勤又は宿直を行う看護職員の数1名以上であって、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保しているか 重度化した場合における対応の指針の有無 入居の際に利用者等に対する指針の説明、同意の有無	<input type="checkbox"/> 配置 <input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり	・夜間連絡対応体制の指針又はマニュアル ・重度化対応のための指針	平成12年3月8日老企第40号 第2の4(11) 【解釈青 P.504】
	夜間看護体制加算（Ⅱ） 【特定、短期】	1日につき9単位 常勤の看護師を1名以上配置し、看護責任者を定めている。	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 配置		

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
		24時間連絡体制の確保等	<input type="checkbox"/> あり		
		重度化した場合における対応の指針の有無	<input type="checkbox"/> あり		
		入居の際に利用者等に対する指針の説明、同意の有無	<input type="checkbox"/> あり		
	若年性認知症入居者受入加算 【特定、短期、予防特定】	1日につき120単位	<input type="checkbox"/> 適正	担当者確認書類	平成12年3月8日老企第40号 第2の4(12)、第2の2(18) 【解釈青 P.504, 1304】
		受け入れた若年性認知症入居者ごとに個別の担当者を定めていること	<input type="checkbox"/> 適正		
	協力医療機関連携加算 【特定、予防特定】	1月につき40単位	<input type="checkbox"/> 適正	・看護日誌 ・同意書 ・医療機関への情報提供書類 ・協力医療機関との契約書 ・(別紙1)協力医療機関に関する届出書	平成12年3月8日老企第40号 第2の4(13) 【解釈青 P.504, 1304】 【解釈緑 P.500】
		入居者の同意を得て、協力医療機関との間で、利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に(月に1回以上)開催しているか ※電子的システムにより、当該協力医療機関との間で、入居者の情報が随時確認できる体制が確保できている場合は、定期的に年3回以上の開催することで差し支えない。	<input type="checkbox"/> 実施		
		100単位を算定する場合は、次の2点を満たすか ①利用者の症状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ②診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。	<input type="checkbox"/> 満たす		
		会議の開催状況については、会議の概要を記録しているか	<input type="checkbox"/> 適正		
		看護職員が前回情報提供日から次回情報提供日までの間で、利用者ごとに健康状況を随時記録しているか	<input type="checkbox"/> 適正		
	口腔・栄養スクリーニング加算 【特定、予防特定】	1回につき20単位(6か月に1度が限度)	<input type="checkbox"/> 適正	・口腔・栄養スクリーニング様式 ・情報提供した旨の記録	平成12年3月8日老企第40号 第2の4(14) 【解釈青 P.506, 1306】 【解釈緑 P.622, 890~950】
		サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに口腔の健康状態及び栄養状況について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態及び栄養状態に係る情報を介護支援専門員に提供すること。	<input type="checkbox"/> 適正		
		当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない。	<input type="checkbox"/> 算定せず		
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当		

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
	科学的介護推進体制加算 【特定、予防特定】	1月につき40単位 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出（LIFEを使用）し、必要に応じて特定施設サービス計画を見直すなど、特定施設を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 少なくとも3月ごとに実施		平成12年3月8日老企第40号 第2の4(15) 【解釈青 P.508, 1307】 【解釈緑 875～889】
	退院・退所時連携加算 【特定】	1日につき30単位 医療提供施設を退院・退所して特定施設に入居する利用者を受け入れること	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 適正	・特定施設サービス計画書	平成12年3月8日老企第40号 第2の4(16) 【解釈青 P.508】
	退居時情報提供加算 【特定、予防特定】	利用者1人につき1回限り算定 250単位 利用者が医療機関に入院する場合に、利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、利用者の紹介を行っているか 別紙様式12の文書に必要な事項を記載の上、医療機関に交付するとともに、交付した文書の写しを介護記録等に添付しているか 利用者の同意は得ているか	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 実施	・退居時情報提供書、同意書等	平成12年3月8日老企第40号 第2の4(17) 【解釈青 P.508, 1308】 【解釈緑 P.502, 503】
	看取り介護加算(I・II共通) 【特定】	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者である。 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対し、内容を説明し、同意を得ている。 看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行っている。 看取りに関する職員研修を行っている。 利用者又はその家族等の同意を得て、利用者の介護に係る計画を作成している。 医師、生活相談員、看護師、介護職員等が共同し、本人又はその家族の求めに応じ随時、説明を行い同意を得たことについては、介護記録にその説明日時、内容等を記録している。 算定日数は死亡日を含め45日上限 当該特定施設において看取り介護を直接行っていない日は算定不可 退居等した月と死亡月が異なる場合でも算定可能なので、退居等の翌月死亡した場合も前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求がある旨説明し、文書により同意を得ている。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 適正	・介護日誌 ・同意書 ・特定施設サービス計画書	平成12年3月8日老企第40号 第2の4(18) 【解釈青 P.510】

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
		退居等の後も継続して利用者家族への指導や医療機関に情報提供等を行う事や医療機関から本人に関する情報を得ることについて本人又はその家族に説明し、文書により同意を得ている。 本人又はその家族に対する説明に係る同意について、口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載し、同意をした旨を記載している。 本人が十分に判断できる状態になく、かつ、家族に連絡しても来てもらえないような場合、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、本人の状態や、家族と連絡を取ったにもかかわらず来てもらえなかった旨を記載している。 夜間看護体制加算を算定している。	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 適正		
	看取り介護加算(Ⅰ)	(1) 死亡日以前31日以上45日以内 (2) 死亡日以前4日以上30日以内 (3) 死亡日の前日及び前々日 (4) 死亡日	<input type="checkbox"/> 1日72単位 <input type="checkbox"/> 1日144単位 <input type="checkbox"/> 1日680単位 <input type="checkbox"/> 1日1280単位		
	看取り介護加算(Ⅱ)	加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う看護職員数が1以上である (1) 死亡日以前31日以上45日以内 (2) 死亡日以前4日以上30日以内 (3) 死亡日の前日及び前々日 (4) 死亡日	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 1日572単位 <input type="checkbox"/> 1日644単位 <input type="checkbox"/> 1日1180単位 <input type="checkbox"/> 1日1780単位		
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	利用者総数のうち介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上 認知症介護に係る専門的研修を修了した者を配置し、専門的な認知症ケアを実施している。 従業者に対し、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催している。	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 適正	・認知症専門ケア加算に関する確認書 ・研修修了証の写し	平成12年3月8日老企第40号 第2の4(19) 【解釈青 P.513,1308】 【解釈緑 P.474~476】

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
	認知症専門ケア加算（Ⅱ） 【特定、予防特定】	（Ⅰ）の算定要件をすべて満たしている。 認知症介護の指導に係る専門的研修を修了した者を1名以上配置し、専門的な認知症ケアの指導を実施している。 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成の上、研修を実施又は実施予定としている。	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 適正		
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 【特定、予防特定、短期】	1月につき10単位 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保しているか 協力医療機関等との間で、感染症の発生時等の対応を取り決めているか 感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応しているか 診療報酬の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加しているか	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 実施	・研修・訓練の参加記録等	平成12年3月8日老企第40号 第2の4(20) 【解釈青 P.514, 1310】 【解釈緑 P.500】
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 【特定、予防特定、短期】	1月につき5単位 診療報酬の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けているか	<input type="checkbox"/> 実施	・実施指導の記録等	平成12年3月8日老企第40号 第2の4(21) 【解釈青 P.514, 1310】 【解釈緑 P.502】
	新興感染症等施設療養費 【特定、予防特定、短期】	1日につき240単位 厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保しているか 当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、介護サービスを提供した場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定しているか	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 適正	・介護日誌	平成12年3月8日老企第40号 第2の4(22) 【解釈青 P.514, 1310】

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
	生産性向上推進体制加算(1)	1月につき100単位			
	【特定、予防特定、短期】	(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、必要な4つの事項について検討を行い、当該事項の実施を定期的に(3月に1回以上)確認しているか		・委員会の議事録等	
		①業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保	<input type="checkbox"/> 実施		
		②職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮	<input type="checkbox"/> 実施	・職員へのアンケート調査やヒアリング等の記録等	
		③介護機器の定期的な点検	<input type="checkbox"/> 実施	・点検結果の記録等	
		④業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	<input type="checkbox"/> 実施	・研修計画書・研修記録等	
		上記①～④の取組及び介護機器の活用のデータ等により業務改善に関する実績があるか	<input type="checkbox"/> ある	・左記実績が確認できる計算書等	
		(2) 委員会の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある	<input type="checkbox"/> ある		平成12年3月8日老企第40号 第2の4(23)、第2の2(25) 【解釈青 P.516,1312】 【解釈緑 P.951～966】
		(3) 介護機器①～③を複数種類活用している		・介護機器の使用記録等	
		介護機器① 見守り機器を全ての居室に設置し、すべての利用者をも個別に見守ることが可能な状態としているか	<input type="checkbox"/> 実施		
		介護機器② インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器を、同一の時間帯に勤務する全ての介護職員が使用しているか	<input type="checkbox"/> 実施		
		介護機器③ 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器を使用しているか	<input type="checkbox"/> 実施		
		(4) 委員会において、業務内容の明確化や見直しを行い、職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)を実施しているか	<input type="checkbox"/> 実施	・委員会の議事録等	
		事業年度ごとに、(1)(3)(4)の取組に関する実績データを厚生労働省へ報告しているか	<input type="checkbox"/> 実施	(別紙1) 生産性向上推進体制加算に関する取組の実績報告書(別紙2) 生産性向上推進体制加算(1)の算定に関する取組の成果等	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 【特定、短期、予防特定、外部利用、予防外部利用】	定員、人員基準に適合 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出を行った月以降においても、直近3か月の職員の割合につき、毎月確認し記録している。 介護職員のうち介護福祉士の割合が50%以上 介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が100分の75以上 介護職員の総数のうち勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)・(Ⅱ)は算定しない。	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 適正		
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 【特定、短期、予防特定、外部利用、予防外部利用】	1 介護職員等処遇改善加算の算定額を上回る介護職員の賃金改善を実施すること。 2 1の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、知事に届け出ていること。 3 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 【月額賃金改善要件Ⅰ】 加算Ⅳの加算額の2分の1以上に相当する額以上を、基本給又は毎月支払われる手当(以下「基本給等」という。)の改善に充てている。 ※令和7年度から適用 (2) 【月額賃金改善要件Ⅱ】 令和6年5月31日時点で、旧処遇改善加算を算定し、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所が、令和8年3月31日までに新規に加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する場合は、仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の3分の2以上の基本給等の引上げを実施している。 ※旧ベースアップ等加算未算定の場合のみ適用	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当	・改善計画書 ・実績報告書、支払い実績明細書 ・就業規則、給与規定等 ・研修計画書 ・実施した取組みの記録	平成12年3月8日老企第40号 第2の4(25)、第2の2(29) 【解釈青 P.518,1314】 【解釈緑 P.551~565】

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
<p style="text-align: center;">【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目</p>					
		<p>(3) 【キャリアパス要件Ⅰ】 (任用要件・賃金体系の整備等) 次に掲げる要件の全てに適合すること ア 介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等の要件を定めていること。 イ アに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めていること。 ウ ア及びイの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 <u>※令和6年度中は年度内に対応することの誓約で可</u></p>	□ 該当		
		<p>(4) 【キャリアパス要件Ⅱ】 (研修の実施等) 次に掲げる要件の全てに適合すること ア 介護職員の資質向上又は資格取得のための支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること イ アについて、全ての介護職員に周知していること。 <u>※令和6年度中は年度内に対応することの誓約で可</u></p>	□ 該当		
		<p>(5) 【キャリアパス要件Ⅲ】 (昇給の仕組みの整備等) 次に掲げる要件の全てに適合すること ア 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 イ アの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 <u>※令和6年度中は年度内に対応することの誓約で可</u></p>	□ 該当		
		<p>(6) 【キャリアパス要件Ⅳ】 (改善後の年額賃金要件) 「経験・技能のある介護職員」のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込み額が年額440万円以上であること(加算等による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上の者を除く。) <u>※令和6年度は月額8万円の改善で可</u></p>	□ 該当		

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
		(7) 【キャリアパス要件V】 (介護福祉士の配置等要件) サービス類型ごとに以下の届出を行っていること。 ・介護老人保健施設、介護医療院、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、(介護予防)通所リハビリテーション →サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡ ・介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設 →サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡ、若しくは日常生活継続支援加算Ⅰ又はⅡ ・(介護予防)特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護 →サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡ、若しくは入居継続支援加算Ⅰ又はⅡ ・(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護 →サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡ、若しくは本体施設において旧特定加算Ⅰ又は加算Ⅰ	□ 該当		
		(8) 【職場環境等要件】 届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての介護職員に周知していること。 ※令和6年度は旧3加算の要件を継続	□ 該当		
		4 事業年度ごとに介護職員処遇改善実績報告書を作成し、知事に提出していること。	□ 該当		
		5 賃金改善を行う方法等について計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること。	□ 該当		
		6 労働基準法等を遵守すること。	□ 該当		
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	加算(Ⅰ)の1から2、4から6に加え、3(1)から(6)及び(8)の要件をすべて満たすこと。	□ 該当		
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	加算(Ⅰ)の1から2、4から6に加え、3(1)から(5)及び(8)の要件をすべて満たすこと。	□ 該当		
	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	加算(Ⅰ)の1から2、4から6に加え、3(1)から(4)及び(8)の要件をすべて満たすこと。	□ 該当		
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)～(14)	令和6年5月31日時点で算定していた加算に応じて定められた各要件を満たすこと。 ※令和6年度の経過措置	□ 該当		

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費					
	訪問介護【身体介護】 ※	15分未満は94単位、15分以上30分未満は189単位、30分以上1時間30分未満の場合は256単位に30分から計算して15分増すごとに85単位、1時間30分以上は548単位に1時間30分から計算して15分増すごとに36単位	<input type="checkbox"/> 適正	・委託契約書 ・介護日誌 ・特定施設サービス計画書	平成12年厚生省告示第19号、平成18年厚生省告示第165号 別表第一 2 【解釈青 P.521】
		現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容を行うのに標準的な時間	<input type="checkbox"/> 適正		
		都道府県知事等が行う介護員の養成に関する研修課程のうち3級課程を修了した者が行った場合は算定不可	<input type="checkbox"/> 適正		
		介護福祉士又は介護職員初任者研修課程修了者によるサービス提供に限る。	<input type="checkbox"/> 適正		
	訪問介護【生活援助】 ※	15分未満は48単位、15分以上1時間未満は94単位に15分から計算して15分増すごとに48単位、1時間以上1時間15分未満は214単位、1時間15分以上は256単位	<input type="checkbox"/> 適正	・委託契約書 ・介護日誌 ・特定施設サービス計画書	平成12年厚生省告示第19号、平成18年厚生省告示第165号 別表第一 2 【解釈青 P.521】
		単身の世帯であることや同居家族の障害等の理由によって、家事を行うことが困難	<input type="checkbox"/> 適正		
		都道府県知事等が行う介護員の養成に関する研修課程のうち3級課程を修了した者が行った場合は算定不可	<input type="checkbox"/> 適正		
		介護福祉士又は介護職員初任者研修課程修了者によるサービス提供に限る。	<input type="checkbox"/> 適正		
	訪問介護【乗降介助】 ※	1回につき85単位	<input type="checkbox"/> 適正	・委託契約書 ・介護日誌 ・特定施設サービス計画書	平成12年厚生省告示第19号、平成18年厚生省告示第165号 別表第一 2 【解釈青 P.521】
		都道府県知事等が行う介護員の養成に関する研修課程のうち3級課程を修了した者が行った場合は算定不可	<input type="checkbox"/> 適正		
		介護福祉士又は介護職員初任者研修課程修了者によるサービス提供に限る。	<input type="checkbox"/> 適正		
		訪問介護員等が自ら運転する車両への乗車又は介助を行っている。	<input type="checkbox"/> 適正		
	訪問入浴介護 ※	通常の基本部分報酬単位（1,260単位）の90/100	<input type="checkbox"/> 適正	・委託契約書 ・介護日誌 ・特定施設サービス計画書	平成12年厚生省告示第19号、平成18年厚生省告示第165号 別表第一 3 【解釈青 P.522】
		看護職員1人及び介護職員2人が行っている。	<input type="checkbox"/> 適正		
	訪問看護 ※	通常の基本部分報酬単位（20分未満は313単位、30分未満は470単位、30分以上1時間未満は821単位、1時間以上1時間30分未満は1,125単位）の90/100	<input type="checkbox"/> 適正	・委託契約書 ・介護日誌 ・特定施設サービス計画書	平成12年厚生省告示第19号、平成18年厚生省告示第165号 別表第一 4 【解釈青 P.522】
		通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍等の患者を除く。）である。	<input type="checkbox"/> 適正		
		主治の医師が交付した文書による指示及び訪問看護計画書に基づいている。	<input type="checkbox"/> 適正		

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
		現に要した時間ではなく、訪問看護計画に位置付けられた内容を行うのに標準的な時間	□ 適正		
		保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士によるサービスに限る。	□ 適正		
		指定訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日につき2回を越えて行った場合は、1回につき（293単位）の81/100	□ 適正		
		所要時間が20分未満のものについては、指定訪問看護が24時間行える体制を整えている指定訪問看護事業所であって、居宅サービス計画又は訪問看護計画書の中に20分以上の指定介護予防訪問看護が週1回以上含まれている場合に限る。	□ 適正		
指定訪問リハビリテーション ※		通常の基本部分報酬単位（1回につき307単位）の90/100	□ 適正	・委託契約書 ・介護日誌 ・特定施設サービス計画書	平成12年厚生省告示第19号、平成18年厚生省告示第165号 別表第一 5 【解釈青 P.523】
		計画的な医学的管理を行っている医師が交付した文書による指示に基づいている。	□ 適正		
		理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によるサービスに限る。	□ 適正		
指定通所介護 ※		通常の基本部分報酬単位（343～1,162単位）の90/100	□ 適正	・委託契約書 ・介護日誌 ・特定施設サービス計画書	平成12年厚生省告示第19号、平成18年厚生省告示第165号 別表第一 6 【解釈青 P.523】
		現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置付けられた内容を行うのに標準的な時間	□ 適正		
		長時間のサービス利用が困難な利用者で、2時間以上3時間未満の場合、報酬単位の63/100	□ 適正		
指定通所リハビリテーション ※		通常の基本部分報酬単位（361～1,369単位）の90/100	□ 適正	・委託契約書 ・介護日誌 ・特定施設サービス計画書	平成12年厚生省告示第19号、平成18年厚生省告示第165号 別表第一 7 【解釈青 P.524】
		現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容を行うのに標準的な時間	□ 適正		
指定福祉用具貸与 ※		現に要した費用の額を当該特定施設の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位を算定している。（1月）	□ 適正	・委託契約書 ・介護日誌 ・特定施設サービス計画書	平成12年厚生省告示第19号、平成18年厚生省告示第165号 別表第一 8 【解釈青 P.524】
		1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定福祉用具貸与については、国が定める貸与価格の上限を超えていない。	□ 適正		
指定地域密着型通所介護 ※		通常の基本部分報酬単位（415～1,360単位）の90/100	□ 適正	・委託契約書 ・介護日誌 ・特定施設サービス計画書	平成12年厚生省告示第19号、平成18年厚生省告示第165号 別表第一 9 【解釈青 P.525】
		現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置づけられた内容を行うのに標準的な時間	□ 適正		
		指定療養通所介護事業所において、指定療養通所介護を行った場合は、現に要した時間ではなく、療養通所介護計画に位置付けられた内容を行うのに標準的な時間で算定した地域密着型通所介護費の口の所定単位数（12,691単位）の90/100	□ 適正		

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
		指定療養通所介護を行ったのは適合する利用者等に対してか。	<input type="checkbox"/> 適正		
		長時間のサービス利用が困難な利用者で、2時間以上3時間未満の場合、報酬単位の63/100	<input type="checkbox"/> 適正		
		通常の基本部分報酬単位（266～1,469単位）の90/100	<input type="checkbox"/> 適正		
指定認知症対応型通所介護 ※		現に要した時間ではなく、認知症対応型対応通所介護計画に位置付けられた内容を行うのに標準的な時間	<input type="checkbox"/> 適正	・委託契約書 ・介護日誌 ・特定施設サービス計画書	平成12年厚生省告示第19号、平成18年厚生省告示第165号 別表第一 10 【解釈青 P.526】
		長時間のサービス利用が困難な利用者で、2時間以上3時間未満の場合、報酬単位の57/100	<input type="checkbox"/> 適正		
		外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費			
指定訪問介護 ※		1週間に1回程度 1,032単位/1月	<input type="checkbox"/> 適正	・委託契約書 ・介護日誌 ・特定施設サービス計画書	平成18年厚生省告示第127号、平成18年厚生省告示第165号 別表第二 2 【解釈青 P.1317】
		1週間に2回程度 2,066単位/1月	<input type="checkbox"/> 適正		
		1週間に2回程度を超えて必要とされた者（要支援2に限る）3,277単位/1月	<input type="checkbox"/> 適正		
指定通所介護 ※		要支援1 1,511単位/1月	<input type="checkbox"/> 適正	・委託契約書 ・介護日誌 ・特定施設サービス計画書	平成18年厚生省告示第127号、平成18年厚生省告示第165号 別表第二 3 【解釈青 P.1317】
		要支援2 3,099単位/1月	<input type="checkbox"/> 適正		
指定介護予防訪問入浴介護 ※		通常の基本部分報酬単位（852単位）の90/100	<input type="checkbox"/> 適正	・委託契約書 ・介護日誌 ・特定施設サービス計画書	平成18年厚生省告示第127号、平成18年厚生省告示第165号 別表第二 4 【解釈青 P.1317】
		看護職員1人及び介護職員1人が行っている。	<input type="checkbox"/> 適正		
指定介護予防訪問看護 ※		通常の基本部分報酬単位（20分未満は302単位、30分未満は450単位、30分以上1時間未満は792単位、1時間以上1時間30分未満は1,087単位）の90/100	<input type="checkbox"/> 適正	・委託契約書 ・介護日誌 ・特定施設サービス計画書	平成18年厚生省告示第127号、平成18年厚生省告示第165号 別表第二 5 【解釈青 P.1318】
		通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍等の患者を除く。）である。	<input type="checkbox"/> 適正		
		主治の医師が交付した文書による指示及び介護予防訪問看護計画書に基づいている。	<input type="checkbox"/> 適正		
		現に要した時間ではなく、介護予防訪問看護計画に位置付けられた内容を行うのに標準的な時間となっている。	<input type="checkbox"/> 適正		
		保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士によるサービスに限る。	<input type="checkbox"/> 適正		
		指定介護予防訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日につき2回を越えて行った場合は、1回につき（283単位）の81/100	<input type="checkbox"/> 適正		

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
		所要時間が20分未満のものについては、指定介護予防訪問看護が24時間行える体制を整えている指定介護予防看護事業所であって、居宅サービス計画又は訪問看護計画書の中に20分以上の指定介護予防訪問看護が週1回以上含まれている場合に限り、算定している。	□ 適正		
	指定介護予防訪問リハビリテーション ※	通常の基本部分報酬単位（1回につき307単位）の90/100	□ 適正	・委託契約書 ・介護日誌 ・特定施設サービス計画書	平成18年厚生省告示第127号、平成18年厚生省告示第165号 別表第2 6 【解釈青 P.1318】
		通院が困難な利用者である。	□ 適正		
		主治の医師が交付した文書による指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画書に基づいている。	□ 適正		
		理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によるサービスに限る。	□ 適正		
	指定介護予防通所リハビリテーション ※	通常の基本部分報酬単位（1月 要支援1 2,053単位 要支援2 3,999単位）の90/100	□ 適正	・委託契約書 ・介護日誌 ・特定施設サービス計画書	平成18年厚生省告示第127号、平成18年厚生省告示第165号 別表第2 7 【解釈青 P.1319】
		運動器機能向上加算（203単位）	□ 適正		
		栄養改善加算（180単位）	□ 適正		
		口腔機能向上加算（135単位）	□ 適正		
		選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）（432単位）	□ 適正		
		選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）（630単位）	□ 適正		
	指定介護予防福祉用具貸与 ※	現に要した費用の額を当該特定施設の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位を算定しているか（1月）	□ 適正	・委託契約書 ・介護日誌 ・特定施設サービス計画書	平成18年厚生省告示第127号、平成18年厚生省告示第165号 別表第2 8 【解釈青 P.1319】
		1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与については、国が定める貸与価格の上限を超えていない。	□ 適正		
	指定介護予防認知症対応型通所介護 ※	通常の基本部分報酬単位（247～989単位）の90/100	□ 適正	・委託契約書 ・介護日誌 ・特定施設サービス計画書	平成18年厚生省告示第127号、平成18年厚生省告示第165号 別表第2 9 【解釈青 P.1320】
		長時間のサービス利用が困難な利用者で、2時間以上3時間未満の場合、報酬単位の57/100	□ 適正		
		個別機能訓練加算（24単位）	□ 適正		
		栄養改善加算（180単位）	□ 適正		
		口腔機能向上加算（135単位）	□ 適正		

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	根拠・介護報酬の解釈頁
【特定：特定施設入居者生活介護費、短期：短期利用型特定施設入居者生活介護費、予防：介護予防特定施設入居者介護費、外部利用：外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費、予防外部利用：外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費】 ※は外部サービス利用型のみに関する項目					
/	指定第一号訪問事業 ※ 別表第二の2 (指定訪問介護※)を準用	1週間に1回程度 1,057単位/1月	<input type="checkbox"/> 適正	・委託契約書 ・介護日誌 ・特定施設サービス計画書	平成18年厚生省告示第127号、平成18年厚生省告示第165号 別表第二 10 【解釈青 P.1321】
		1週間に2回程度 2,115単位/1月	<input type="checkbox"/> 適正		
		1週間に2回程度を超えて必要とされた者(要支援2に限る) 3,355単位/1月	<input type="checkbox"/> 適正		
/	指定第一号通所事業 ※ 別表第二の3 (指定通所介護※)を準用	要支援1 1,504単位/1月	<input type="checkbox"/> 適正	・委託契約書 ・介護日誌 ・特定施設サービス計画書	平成18年厚生省告示第127号、平成18年厚生省告示第165号 別表第二 11 【解釈青 P.1321】
		要支援2 3,084単位/1月	<input type="checkbox"/> 適正		

短期利用型特定施設入居者生活介護費（介護予防特定施設入居者生活介護は適用なし）

短期利用型特定施設入居者生活介護	施設基準第二十二号に規定する基準を満たす特定施設	<input type="checkbox"/> 適正	・入居契約書 ・入居記録 ・指定通知書 ・勧告等通知書	平成27年厚生労働省告示第96号（旧：平成12年厚生省告示第26号） （施設基準 22） 平成12年3月8日老企第40号 第2の4(3) 【解釈青 P.491】
	事業者が、居宅サービス、指定居宅介護支援等の事業、又は介護保険施設等の運営について3年以上の経験を有している。	<input type="checkbox"/> 適正		
	入居定員の範囲内の空室を利用するが、入居定員の100分の10以下	<input type="checkbox"/> 適正		
	利用の開始に当たり、あらかじめ30日以内の利用期間を定めている。	<input type="checkbox"/> 適正		
	家賃、敷金、介護等その他の日常生活に必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他の金品を受領しない。	<input type="checkbox"/> 適正		
	介護保険法等に基づく勧告、命令、指示を受けた日から起算して5年以上の期間が経過	<input type="checkbox"/> 適正		

※解釈青・・・「介護報酬の解釈 1 単位数表編 令和6年4月版」（社会保険研究所）

解釈緑・・・「介護報酬の解釈 3QA・法令編 令和6年4月版」（社会保険研究所）